## 介護サービス事業所等自己点検票(指定福祉用具貸与事業)

令和7年4月1日適用

	<u> </u>	<u> </u>			
項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
基本方針	1 基本方針 指定福祉用具貸与の事業は、要介護状態等となった場合において も、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応 じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、 希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の 援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用 者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用 者を介護する者の負担の軽減を図るものとなっているか。				
二人員に関する基準	1 福祉用具専門相談員の員数  (1) 指定福祉用具貸与事業者が指定福祉用具貸与事業所ごとに置く べき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上となっ ているか。 ただし、指定福祉用具貸与事業者が都規則第141号で定める事業 者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業所と 指定福祉用具貸与事業所が同一の事業所において一体的に運営さ れる場合については、次に掲げる事業者の区分に応じ、福祉用具 専門相談員の員数を満たすことをもって、上記の員数を満たすも のとみなすことができる。 ① 指定介護予防福祉用具貸与事業者 ② 指定特定介護予防福祉用具貸与事業者 ③ 指定特定企福祉用具販売事業者 ③ 指定特定福祉用具販売事業者	条			
	(2) 福祉用具貸与は、福祉用具の選定に当たり福祉用具専門相談員から福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて行われているか。				

項目		確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
	(3) 福 るか	a祉用具専門相談員は、次のいずれかに該当するものとなってい 、	介護保険法施行令第 4条第1項			
人	(1)	。 保健師				
員		看護師				
に		准看護師				
関	4	理学療法士				
す	5	作業療法士				
る	6	社会福祉士				
基	7	介護福祉士				
準	8	義肢装具士				
	9	福祉用具専門相談員指定講習の課程修了者				
	務に従 たた 指定権 って記 ない。	至福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具事業所ごとに専らその職 主事する常勤の管理者を置いているか。 ごし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該 福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一の事業者によ 设置された他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支え	条第1項、第2項 施行要領第3の11の1 の(2) 参照(第3の1			
三設備に関する基準	(1) 指 要な うた に必 た	情及び備品 信定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必 な設備及び器材並びに利用申込の受付、相談等の事業の運営を行 こめに必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与の提供 必要なその他の設備及び備品等を備えているか。 こだし、委託等により福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行 はる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設 なは器材を有しないことができるものとする。	都条例第111号第251 条第1項 施行要領第3の11の2			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
三設備に関する基準	(2) (1) の設備及び器材の基準は、次のとおりとなっているか。 ① 福祉用具の保管のために必要な設備 イ 清潔であること。 ロ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉 用具を区分することが可能であること。 ② 福祉用具の消毒のために必要な器材 当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであるか。 ただし、指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、都条例第112号第240条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、上記(1)、(2)に規定する設備及び備品を備えているものとみなすことができる。	の(3)、(4) 都条例第111号第251 条第3項			
四運営に関	1 管理者の責務 (1) 指定福祉用具貸与事業所の管理者は、指定福祉用具貸与事業所の 従業者の管理及び指定福祉用具貸与の利用の申込みに係る調整、業 務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。				
する基準	(2) 指定福祉用具貸与事業所の管理者は、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者に、都条例「第3章第4節運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。				

項目	確認事項	根拠法令等	はい	該	いいえ
四運営	2 運営規程 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに次に掲 げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めている か。	都条例第111号第252 条			
に関する基準	<ol> <li>事業の目的及び運営の方針</li> <li>従業者の職種、員数及び職務内容</li> <li>営業日及び営業時間</li> <li>指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額</li> <li>通常の事業の実施地域</li> <li>虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>その他運営に関する重要事項</li> </ol>				
	3 勤務体制の確保等 (1) 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対し適切な指定福祉用具貸 与を提供できるよう、指定福祉用具貸与事業所ごとに従業者の勤務 の体制を定めているか。	都条例第111号第262 条 準用(第103条第1項)			
	(2) 指定福祉用具貸与事業者ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にしているか。				
	(3) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者によって指定福祉用具貸与を提供しているか。 ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない指定福祉用具貸与については、この限りでない。	都条例第111号第262 条 準用(第103条第2項)			
	(4) 指定福祉用具貸与事業者は、適切な指定福祉用具貸与の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により福祉用具専門相談員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。(職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置)	条準用(第103条第4			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四運営に関	4 業務継続計画の策定等 (1) 指定福祉用具貸与事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。				
する基準	(2) 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員等に対し、業務 継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 に実施しているか。				
	(3) 指定福祉用具貸与事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更をしているか。	都条例第111号第262 条準用(第11条の2第 3項)			
	5 内容及び手続の説明及び同意 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供の開始に際 し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、 福祉用具専門相談員等の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の 体制等の利用申込者がサービスを選択するため必要な重要事項につ いて、わかりやすい説明書等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行 い、当該事業所から指定福祉用具貸与の提供を受けることにつき同意 を得ているか。 なお、当該同意については、利用者及び指定福祉用具貸与事業者双 方の保護の立場から書面によって確認すること。	法第74条第2項 都条例第111号第262 条 準用(第12条第1項) 施行要領第3の11の3 の(8)参照(第3の1の 3の(8))			
	6 提供拒否の禁止 指定福祉用具貸与事業者は、正当な理由なく指定福祉用具の貸与の 提供を拒んでいないか。 特に要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してい ないか。	都条例第111号第262 条 準用(第13条) 施行要領第3の11の3 の(8)参照(第3の1の 3の(9))			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四運営に関す	7 サービス提供困難時の対応 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所の通常の 事業の実施地域、取り扱う福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に 対し自ら適切な指定福祉用具貸与を提供することが困難であると認 めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適 当な他の指定福祉用具貸与事業者等の紹介その他の必要な措置を速 やかに講じているか。	準用(第14条)			
る基準	8 受給資格等の確認 (1) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。 (2) 指定福祉用具貸与事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定福祉用具貸与を提供するよう努めているか。	条 準用 (第15条第1項) 施行要領第3の11の3 の(8)参照 (第3の1の 3の(11)①) 都条例第111号第262 条 準用 (第15条第1項) 施行要領第3の11の3 の(8)参照 (第3の1の			
	9 要介護認定の申請に係る援助 (1) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申請者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	条			
	(2) 指定福祉用具貸与事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が満了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。	条			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四運営	10 心身の状況等の把握 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供に当たって は、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状 況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービス の利用状況等の把握に努めているか。				
に関する基準	11 居宅介護支援事業者等との連携 (1) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。				
準	(2) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	条			
	12 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供の開始に際 し、利用申込者が法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないとき は、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を 居宅介護支援事業者に依頼する旨を区市町村に対して届け出ること 等により、指定福祉用具貸与の提供を法定代理受領サービスとして受 けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情 報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要 な援助を行っているか。	準用(第19条)			
	13 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 指定福祉用具貸与事業者は、居宅サービス計画が作成されている場 合は、当該計画に沿った指定福祉用具貸与を提供しているか。	都条例第111号第262 条 準用(第20条)			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四運営	14 居宅サービス計画等の変更の援助 指定福祉用具貸与事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希 望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他 の必要な援助を行っているか。				
に関する基	15 身分を証する書類の携行 (1) 指定福祉用具貸与事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	都条例第111号第262 条 準用(第22条)			
準	(2) 証書等には当該指定福祉用具貸与事業所の名称、当該福祉用具専 門相談員等の氏名の記載があるか。	施行要領第3の11の3の(8)参照(第3の1の3の(15))			
	16 サービスの提供の記録 (1) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与を提供した際には、当該指定福祉用具貸与の提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名、当該指定福祉用具貸与について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。	都条例第111号第262 条 準用(第23条第1項)			
	(2) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。				
	17 利用料等の受領 (1) 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定福祉用具貸与事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。				

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四運営	い指定福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける	都条例第111号第253 条 第2項			
に関する基準	(3) 指定福祉用具貸与事業者は、(1)、(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。 ア 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費 イ 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用	都条例第111号第253 条 第3項 規則第141号第66条			
	(4) 指定福祉用具貸与事業者は、(3) の費用の額に係るサービスの 提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当 該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を 得ているか。	都条例第111号第253 条 第4項			
	者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかか	施行要領 第3の11の3の(2)の ② 都条例第111号第253 条 第5項			
	(6) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、法施行規則第65条で定めるところにより、領収証を交付しているか。	法第41条第8項			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四運営に関する	(7) 指定福祉用具貸与事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定福祉用具貸与について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定福祉用具貸与に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定福祉用具貸与に要した費用の額とする。)に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。				
る基準	18 保険給付の申請に必要となる証明書の交付 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指 定福祉用具貸与に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定福 祉用具貸与の種目、品名、費用の額その他必要と認められる事項を記 載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	条			
	19 指定福祉用具貸与の基本取扱方針 (1) 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態等の軽減又は悪化の 防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その 目的を設定し、計画的に行われているか。	都条例第111号第254 条 第1項			
	(2) 指定福祉用具貸与事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具の貸与をしているか。	都条例第111号第254 条 第2項			
	(3) 指定福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	都条例第111号第254 条 第3項			
	20 指定福祉用具貸与の具体的取扱方針 (1) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、21 に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ているか。	条			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四運	(2) 法第八条第十二項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及 び同条第十三項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福 祉用具(以下「対象福祉用具」という。)に係る指定福祉用具貸 与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定	都条例第111号第255 条第2号 施行要領第3の11の3 の(4)の②			
営に関する基	福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を 行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供する とともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サ ービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その 他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案をし ているか。				
準	(3) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っているか。	都条例第111号第255 条 第3号			
	(4) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書(当該福祉用具の製造事業者、指定福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書)を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っているか。 特に、電動車いす、移動用リフト等の使用に際し安全性の面から注意が必要な福祉用具については、訓練操作の必要性等利用に際し	条第4号			
	ての注意事項について十分説明しているか。 また、自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が 必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなけ ればならない衛生管理(洗浄、点検等)について十分説明している か。	の(4)の③			
	(5) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行っているか。 なお、修理を行った場合は、専門相談員が責任をもって修理後の点検を行っているか。 特に、自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に実施しているか。	条第5号 施行要領第3の11の3			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四運営	(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行っていないか。	都条例第111号第255 条第6号 平成13年4月6日老発 第155号「身体拘束ゼ			
A に 関 す	руд明末寺」 С V ' ノ。 Л を1,1 'Э С V '/3 V '//- <sup>1</sup> 。	ロ作戦」の推進について 平成13年3月厚生労			
る基		働省発行「身体拘束 ゼロへの手引き」			
準	(7)(6)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の 利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録している か。	都条例第111号第255 条第7号			
	(8) 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置付けられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じているか。				
	(9) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供しているか。				
	21 福祉用具貸与計画の作成 (1) 福祉用具専門相談員は、利用者ごとに、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成しているか。なお、指定特定福祉用具販売の利用がある場合は、特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されているか。				
	(2) 福祉用具貸与計画(様式は各事業所ごとに定めるもの)には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由、モニタリングを行う時期等が記載されているか。その他、関係者間で共有すべき情報(福祉用具使用時の注意事項等)がある場合には、留意事項に記載されているか。				

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四運営に関	(3) 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されているか。なお、福祉用具貸与計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該福祉用具貸与計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。	条第2項 施行要領第3の11の3			
す基準	(4) 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、 その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	都条例第111号第256 条 第3項			
	(5) 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者及び利用者に係る介護支援専門員に交付しているか。				
	(6) 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行っているか。また、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行っているか。				
	(7) 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録 をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護 支援事業者に報告しているか。				
	(8) 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行っているか。	都条例第111号第256 条第7項			
	(9) 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の変更を行う際も、上記(1)から(5)に準じて取り扱っているか。				
	22 利用者に関する区市町村への通知 福祉用具貸与事業者は、利用者が正当な理由なく、福祉用具貸与 の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増 進させたと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険 給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付 してその旨を区市町村に通知しているか。	条			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四運営に関	23 研修並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等 (1) 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせているか。				
する基準	(2) 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与 の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上 に努めているか。				
	24 福祉用具の取扱種目 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態、その変化等に対応 することができるよう、可能な限り多様な種目の福祉用具を取り扱 うようにしているか。				
	25 衛生管理等 (1) 指定福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態 について、必要な管理を行っているか。	都条例第111号第259 条 第1項			
	(2) 指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、 材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒 するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われてい ない福祉用具とを区分して保管しているか。 なお、消毒は、福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び 消毒器材の保守点検の方法を記載した標準作業書を作成し、これ に従い熱湯による消毒、消毒液を用いた清拭等、その種類、材質 等からみて適切な消毒方法により消毒を行っているか。	施行要領第3の11の3			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四	(3) 指定福祉用具貸与事業者は、(2) の規定にかかわらず、福祉用	都条例第111号第259			
	具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にお	条			
運	いて、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容	第3項			
営	において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保し				
に	ているか。				
関	また、担保するために、当該保管又は消毒の業務に係る委託契				
す	約において次に掲げる事項を文書により取り決めているか。	施行要領第3の11の3			
る	① 当該委託等の範囲	の(6)の②			
基	② 当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件				
準	③ 受託者等の従業者により当該委託等業務が運営基準に従って適				
	切に行われていることを指定福祉用具貸与事業者が定期的に確認 する旨				
	④ 指定福祉用具貸与事業者が当該委託等業務に関し受託者等に対				
	し指示を行い得る旨				
	⑤ 指定福祉用具貸与事業者が当該委託等業務に関し改善の必要を				
	認め、所要の措置を講じるよう④の指示を行った場合において当				
	該措置が講じられたことを指定福祉用具貸与事業者が確認する旨				
	⑥ 受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき				
	事故が発生した場合における責任の所在				
	⑦ その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事				
	項				
	(4) 指定福祉用具貸与事業者は、(3) の③及び⑤の確認の結果の記	施行要領第3の11の3			
	録を作成しているか。また、④の指示は、文書で行っているか。	$\mathcal{O}(6)\mathcal{O}(3)$			
	MELLING CL. DV. BICK GOLILIAMS, MELLING CL. DV.				
	(5) 指定福祉用具貸与事業者は、(3) により福祉用具の保管又は消	都条例第111号第259			
	毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事	条			
	業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記	第4項			
	録しているか。				
	(6) 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、	都条例第111号第259			
	衛生的な管理に努めているか。	条			
		第5項			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四運営に関する基準	<ul> <li>(7) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。</li> <li>① 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための感染症対策委員会その他の委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に十分に周知すること。</li> <li>② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</li> <li>③ 福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。</li> </ul>	条第6項 都規則第141号第66 条の2第1項第1号第2 号、第3号			
	26 掲示及び目録の備え付け (1) 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程 の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められ る重要事項を掲示しているか又は重要事項を記載した書面を指定 福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧 させることを行っているか。	条 第1項、第2項			
	(2) 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。	都条例第111号第260 条第3項			
	(3) 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けているか。				
	27 秘密保持等 (1) 指定福祉用具貸与事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	都条例第111号第262 条 準用(第34条第1項)			
	(2) 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	都条例第111号第262 条 準用(第34条第2項)			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四	(3) 指定福祉用具貸与事業者は、サービス担当者会議等において、 利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族 の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書に より得ているか。	都条例第111号第262 条 準用(第34条第3項)			
運営に関する	28 広告 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所について広告 をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていな いか。				
基準	29 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 指定福祉用具貸与事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に 対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させること の対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。				
		都条例第111号第262 条 準用(第37条第1項) 施行要領第3の11の3 の(8)参照(第3の1の 3の(28)の①)			
	(2) 指定福祉用具貸与事業者は、(1) の苦情を受け付けた場合には、 当該苦情の内容等を記録しているか。	都条例第111号第262 条 準用(第37条第2項)			
	(3) 指定福祉用具貸与事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	施行要領第3の11の3の(8)参照(第3の1の3の(28)の②)			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四運営に関	(4) 指定福祉用具貸与事業者は、提供した指定福祉用具貸与に関し、 法第23条の規定により区市町村が行う文書その他の物件の提出若 しくは提示の求め又は当該区市町村の職員からの質問若しくは照 会に応じているか。 また、利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力する とともに、区市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、 当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	都条例第111号第262 条 準用(第37条第3項)			
する基準	(5) 指定福祉用具貸与事業者は、区市町村からの求めがあった場合には、(4) の改善の内容を区市町村に報告しているか。	都条例第111号第262 条 準用(第37条第3項)			
	(6) 指定福祉用具貸与事業者は、提供した指定福祉用具貸与に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	都条例第111号第262 条 準用(第37条第4項)			
	(7) 指定福祉用具貸与事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6) の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	都条例第111号第262 条 準用(第37条第4項)			
	31 地域との連携等 (1) 指定福祉用具貸与事業者は、その事業の運営に当たっては、区市 町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めている か。	都条例第111号第262 条 準用(第38条第1項)			
	(2) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の所在する 建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定福祉用具貸与を提 供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指 定福祉用具貸与の提供を行うよう努めているか。	条準用(第38条第2			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四運営に	32 事故発生時の対応 (1) 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与 の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用 者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うと ともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置 を講じているか。	都条例第111号第262 条 準用(第39条第1項)			
関する基	(2) 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	都条例第111号第262 条 準用(第39条第2項)			
準	(3) 指定福祉用具貸与事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	施行要領第3の11の3 の(8)参照(第3の1の 3の(30)の③)			
	<ul> <li>33 虐待の防止 指定福祉用具貸与事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、 次に掲げる措置を講じているか。</li> <li>① 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催 するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員等に十分 に周知すること。</li> <li>② 虐待の防止のための指針を整備すること。</li> <li>③ 福祉用具専門相談員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的 に実施すること。</li> <li>④ ①~③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</li> </ul>	条準用(第39条の2) 都規則第141号第67 条準用(第4条の3第1 項、第2項)			
	34 会計の区分 (1) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに経 理を区分するとともに、指定福祉用具貸与の事業の会計とその他 の事業の会計を区分しているか。				
	(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」等により適切に行われているか。	平13老振発第18号			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
	35 記録の整備 (1) 指定福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	都条例第111号第261 条第1項			
	(2) 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その契約終了の日から2年間保存しているか。 ① 福祉用具貸与計画 ② 都条例第111号第23条第2項の規定による提供したサービスの具体的な内容等の記録 ③ 都条例第111号第255条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 都条例第111号第259条第4項の規定による結果等の記録 ⑤ 都条例第111号第30条の規定による区市町村への通知に係る記録 ⑥ 都条例第111号第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録 ⑦ 都条例第111号第39条第1項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録				
五変更の届	1 変更の届出等 (1) 事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生 労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サ ービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところに より、10 日以内に、その旨を知事に届け出ているか。	法第75条第1項			
等	(2) 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、 厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1 月前までに、その旨を知事に届け出ているか。	法第75条第2項			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介護給付	1 福祉用具貸与費の単位数の算定 指定福祉用具貸与事業所において、指定福祉用具貸与を行った場合 に、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定福祉用具貸与 事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数(1単位 未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数)としてい るか。				
費の算定及	ただし、1月当たりの平均貸与件数が100件以上となったことのある福祉用具に係る指定福祉用具貸与については、別に厚生労働大臣が定める福祉用具貸与の基準を満たさない指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しない。	平30厚告80			
び取扱い	2 高齢者虐待防止措置未実施減算 高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない、又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。(ただし、令和9年3月31日までの間は経過措置期間)				
	3 業務継続計画未策定減算 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じ ていない場合は、所定単位数の 100 分の1に相当する単位数を所定単 位数から減算しているか。				
	4 搬出入に要する費用の取扱い 搬出入に要する費用は、現に指定福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価していないか。 ただし、指定福祉用具貸与事業所が別に厚生労働大臣が定める地域 (平成24年厚労告示第120号) に所在する場合にあっては、当該指定 福祉用具貸与の開始日の属する月に、指定福祉用具貸与事業者の通常 の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交 通費に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該 指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の100分の100に相当する額 を限度として所定単位数に加算して差し支えない。	平12厚告19別表の11 の注3			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六	5 中山間地域等における小規模事業所の評価				
	別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大	平12厚告19別表の11			
介	臣が定める施設基準(1月当たり実利用者数が15人以下)に適合す	の注4			
護	る指定福祉用具貸与事業所の場合にあっては、当該指定福祉用具貸	平27厚労告96の25			
給	与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与事業者の通常の事				
付	業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通				
費	費に相当する額の3分の2に相当する額を当該指定福祉用具貸与事				
0	業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、				
算	個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与				
定	費の3分の2に相当する額を限度として所定単位数に加算している				
及	から				
び					
取	6中山間地域等に居住する者にサービスを提供した事業所への評価				
扱	別に厚生労働大臣が定める地域(中山間地域等)に居住している利	平12厚告19別表の11			
٧١	用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて指定福祉用具貸与を行	の注5			
	う場合は、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福				
	祉用具貸与事業者の通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸				
	与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の1に相当する額を				
	当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除				
	│ │ して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係				
	   る福祉用具貸与費の3分の1に相当する額を限度として所定単位数に				
	   加算しているか。				

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六	7 要介護1の者に係る指定福祉用具貸与費				
	(1) 要介護状態区分が要介護1である者に対して、厚生労働大臣	平12厚告19別表の11			
介	が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用	の注6			
護	具の種目(平成11年厚生省告示第93号)に規定する「車いす」、				
給	「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床				
付	ずれ防止用具」、「体位変換機」、「認知症老人徘徊感知機器」				
費	及び「移動用リフト」(以下「対象外種目」という。)につい				
0	て指定福祉用具貸与を行った場合、福祉用具貸与費を算定して				
算	いないか。また、要介護状態区分が要介護1、要介護2又は要介				
定	護3である者に対して、同告示第13項に規定する自動排泄処理装				
及	置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。)に係る指定				
び	福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定していな				
取	しいなっ。				
扱	(2) ただし、次に掲げる厚生労働大臣が定める者については(1)				
V	は適用しない。	平27厚労告94の31			
	イ 次に掲げる福祉用具の種類に応じ、それぞれ次のいずれかに				
	該当する者				
	① 車いす、車いす付属品 次のいずれかに該当する者				
	(一)日常的に歩行が困難な者				
	(二)日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められ				
	る者				
	② 特殊寝台、特殊寝台付属品 次のいずれかに該当する者				
	(一)日常的に起きあがりが困難な者				
	(二)日常的に寝返りが困難な者				
	③ 床ずれ防止用具、体位変換器				
	日常的に寝返りが困難な者				
	④ 認知症老人徘徊感知機器 次のいずれにも該当する者				
	(一)意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支				
	障がある者				
	(二)移動において全介助を必要としない者				
	⑤ 移動用リフト(つり具の部分を除く。) 次のいずれかに該当				
	する者				

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六	(一)日常的に立ち上がりが困難な者				
	(二)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者				
介	(三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者				
護	⑥ 自動排泄処理装置 次のいずれにも該当する者				
給	(一)排便において全介助を必要とする者				
付	(二)移動において全介助を必要とする者				
費					
0	8 サービス種類の算定関係				
算	特定施設入居者生活介護費(短期利用特定施設入居者生活介護費	平12厚告19別表の11			
定	を算定する場合を除く。)又は認知症対応型共同生活介護費(短期	の注7			
及	利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。)、地域				
び	密着型特定施設入居者生活介護費(短期利用地域密着型特定施設入				
取	居者生活介護費を算定する場合を除く。)若しくは地域密着型介護				
扱	老人福祉施設入所者生活介護費を算定している場合に、福祉用具貸				
V	与費を、算定していないか。				